

- 電離放射線障害によりがんを発症したとして労災請求が行われた場合、厚生労働省において、医学専門家による「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」（非公開）（座長(国研)放射線医学総合研究所理事 明石真言）で検討した上で業務上外を判断。

- 検討結果 東京電力福島第一原発事故後の作業従事者に発症した白血病について業務上の方針。

- 原発労働者に係る放射線被ばくによる「がん」の労災認定は、これまで計13人。
(白血病6人、悪性リンパ腫5人、多発性骨髄腫2人)

- 労働者は30歳代の男性
- 平成23年11月～平成25年12月の間で1年6か月放射線業務に従事
 - 〔東電福島第一原発での作業は平成24年10月～平成25年12月までのうち、
1年1か月間〕
- 従事した作業の概要は、原子炉建屋の覆い設置工事や廃棄物焼却設備の
設置工事

※作業時には防護服・鉛ベスト・全面マスク等を着用

放射線被ばくと白血病の労災認定の考え方

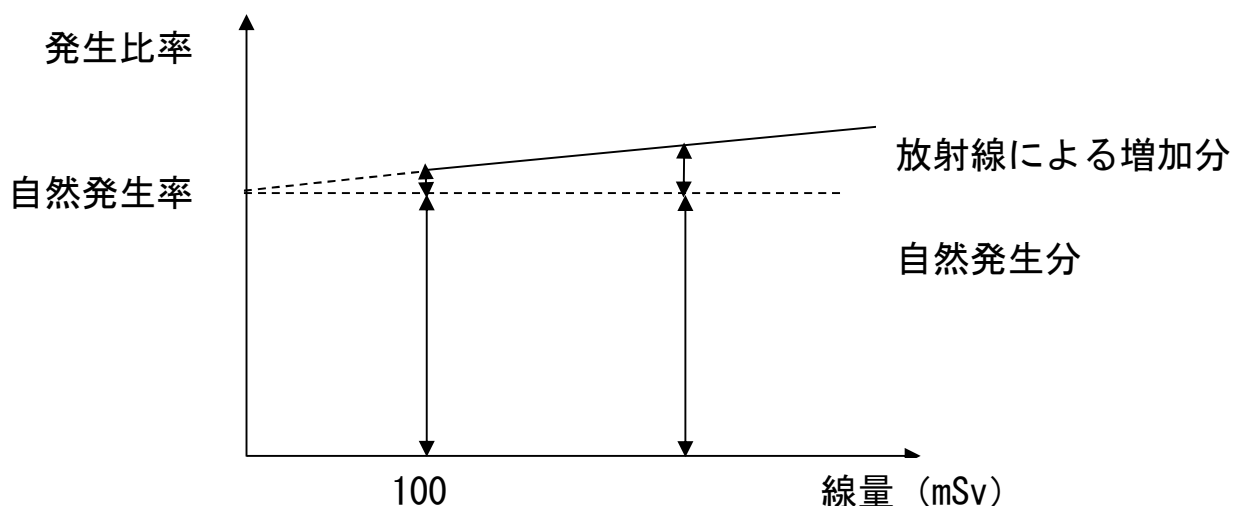
1. がんに対する約 100mSv 以下の低線量の被ばくの影響は他の要因に隠れてしまうほど小さく、健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている。また、白血病の発症には様々な要因が関係することから、業務と疾病の間の因果関係を個々の労働者ごとに認定するのは容易ではない。

このため、放射線被ばくによる白血病の労災認定については、労災制度の趣旨に鑑み、労働者への補償の観点から、労災の認定基準※を定め、これに合致すれば、医学検討会の協議を経たうえで、業務以外の要因が明らかでない限り、労災として認定することとしている。

※認定基準

- ① 相当量（ $5\text{mSv} \times \text{従事年数}$ ）の電離放射線に被ばく
- ② 被ばく開始後少なくとも 1 年を超える期間を経た後に発病

【放射線被ばくとがん発症との関係】



2. 白血病の労災認定基準は、年間 5 mSv 以上の放射線被ばくをすれば発症するという境界を表すものではなく、労災認定されたことをもって、科学的に被ばくと健康影響の因果関係が証明されたものではない。